

2024 年 9 月 13 日

株主各位

静岡県浜松市中央区市野町 1126 番地の 1
浜松ホトニクス株式会社
代表取締役社長 丸野正

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2024 年 5 月 9 日開催の取締役会において、2024 年 10 月 1 日をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2024 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 10 月 1 日をもって当社定款第 6 条を変更し、500,000,000 株増加して、1,000,000,000 株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は 2024 年 10 月下旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 2024 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の特別口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

連絡先

〒168 - 0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

※受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)